

令和5年4月開所分

既存施設連携型1・2歳児園



整備費補助事業

募集要項

(五次募集)

募集期間：令和4年8月8日(月)～9月5日(月)

※新型コロナウイルス感染症の状況により、選考のスケジュールやその後のスケジュールに変更が生じる場合があります。

【問合せ先】

- 1・2歳児園実施に関すること。
横浜市こども青少年局保育対策課
TEL：045-671-4469
- 応募要件や施設の基準等に関すること。
TEL：045-671-4146



《 目 次 》

1 募集概要	1
2 1・2歳児園整備・運営に当たっての諸条件.....	6
3 補助制度.....	15
4 申請方法.....	19
5 資料.....	24

1 募集概要

(1) 事業概要	2
(2) 対象事業者.....	2
(3) 既存施設の要件	2
(4) 1・2歳児園の要件.....	3
(5) 1・2歳児園の募集対象地域.....	4
(6) 募集スケジュール	5
(7) 採択予定件数.....	5

令和5年4月開所に向けた事業募集について

(1) 事業概要(資料1)

「既存施設連携型1・2歳児園整備費補助事業」とは、横浜市内において、現に認可保育所等(※1)(以下、「保育所等」)を運営する事業者が、自らが運営する保育所等を3歳児以上の受け入れ先として活用し、新たに1・2歳児の受入れが可能な施設(※2)を整備する場合に、改修工事費等に要する費用を補助するものです。

- ※1 認可保育所、認定こども園(幼保連携型及び幼稚園型認定こども園)又は横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている幼稚園のいずれかの施設
- ※2 認可乳児保育所、認可保育所の分園又は小規模保育事業(A型又はB型))

(2) 対象事業者

次のア～クの全てに該当し、法人格を有するものとします。

- ア 令和3年4月1日以前から継続して、横浜市内において、認可保育所、認定こども園(幼保連携型及び幼稚園型)、幼稚園(横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を行っている園に限る)(以下、「保育所等」)を良好な内容で運営していること。
- イ 自らが運営している保育所等(以下「既存施設」)の定員枠を活用し、新たに整備する認可乳児保育所、認可保育所分園又は小規模保育事業(A型又はB型)(以下「1・2歳児園」)の連携施設として、全ての進級枠を既存施設で設定することができる法人であること。
- ウ 整備物件を確保、又は整備開始までに確保できる見込みがあること。
(貸与物件の場合は、横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第16条及び17条による)
- エ 社会福祉法人以外の法人の場合は、「保育所の設置認可等について」(平成26年12月12日雇児発1212第5号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)の審査基準を満たすこと。
- オ 1・2歳児園を設置・運営するに当たって、必要な資力・信用があること。
- カ 1・2歳児保育所の運営開始後、利用状況等について利用者に対するアンケートを行い検証する等、横浜市と緊密な連携を図り事業を円滑に進めることができるものであること。
- キ 児童福祉法における欠格事由を有しないこと。
(例:不正受給等の重大な過失に関する指導を自治体等から受けていないこと。)
- ク その他、市長が不適当と認める事由を有していないこと。

(3) 既存施設の要件

1 (1) の対象事業者が横浜市内で運営している施設は、原則次に掲げる要件を満たすこととします。

- ア 新たに整備する1・2歳児園により保育の提供を受ける乳幼児が、当該施設を卒園後、進級先として、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、引き続き教育又は保育を継続的に提供することが可能な定員差が設けられている施設であること。(原則、1つの施設での受入れが可能であること。)
- イ 1・2歳児園と近接する地域で、車での送迎が必要な距離に所在していること。
(車で概ね5分から15分程度)
- ウ 送迎を行う車両を有している(リースを含む)又は横浜市保育園バス購入等補助金等により購入予定であり、かつ駐車及び乗降に必要なスペースを確保できること。
- エ 1・2歳児の現定員は原則変更しないこと。ただし、3歳以上児との定員差を設ける等、事業実施のために変更が必要な場合は、本市の合意を得ること。

(4) 1・2歳児園の要件

1 (1) の対象事業者が新たに整備する 1・2歳児園は、原則次に掲げる要件を満たすこととします。

- ア 定員は、認可乳児保育所又は認可保育所分園として整備する場合は 20 人以上 45 人以下、小規模保育事業（A型又はB型）として整備する場合は 13 人以上 19 人以下であること。
- イ 0歳児の定員設定は原則として行わないこと。（その他、年齢別児童の受入、又は定員外入所（入所の円滑化）については、横浜市との協議において設定）
- ウ 既存施設への送迎を希望する児童のための専用の保育室（概ね 30 m²）を含めた設備を設けること。
- エ 駐車及び乗降に必要なスペースを確保すること。

令和5年4月に向けた 既存施設連携型1・2歳児園 整備が必要な地域一覧

色付きの地域については、前回募集の審査状況や他の整備状況等により変更となる可能性があります。

<整備か所数について>

各エリアの整備か所数については、他の整備事業募集（認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育室）の申請状況等も踏まえ、総合的に判断し決定します。そのため、下記エリアでの申請であっても採択されない場合があります。

整備が必要な地域

区	対象エリア	区	対象エリア
神奈川	【片倉町駅（駅徒歩5分圏内）】 片倉一～三丁目及び五丁目	港南	【上永谷駅（駅徒歩5～10分圏内）】 <駅徒歩5分圏内> 丸山台一～三丁目、野庭町、上永谷五丁目 <駅徒歩10分圏内> 上永谷一丁目～四丁目
旭	【鶴ヶ峰駅（駅徒歩10分圏内）】 鶴ヶ峰一～二丁目	港北	【日吉駅周辺】 箕輪町一～三丁目、日吉本町一丁目、 日吉一～四丁目（駅徒歩10分圏内） 【綱島駅周辺】 綱島東一～六丁目 【日吉本町駅周辺】 日吉本町二～五丁目
戸塚	【戸塚駅（駅徒歩10分圏内）】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側 ②国道1号（旧東海道）より西側（ただし、バスセンター前交差点から戸塚小学校入口交差点までの商業及び近隣商業地域を除く）③戸塚小学校入口交差点より南側]、矢部町、上倉田町	栄	【本郷台駅（駅徒歩10分圏内）】 小菅ヶ谷一～二丁目、桂町、本郷台二丁目 【大船駅（駅徒歩10分圏内）】 笠間一～五丁目（JR線 線路より東側）

※「整備が必要な地域」は、経年の待機児童数や保留児童数、申請動向等を踏まえて設定をしていますが、今後の整備募集や利用申請の状況により、変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】

<整備が必要な地域に関すること>

担当部署：こども青少年局保育対策課

電話番号：045-671-4469

メールアドレス：kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

<設備基準や申請に関すること>

担当部署：こども青少年局こども施設整備課

電話番号：045-671-4146

メールアドレス：kd-koseibi@city.yokohama.jp

(6)募集スケジュール

募集期間	令和4年8月8日（月）～9月5日（月）
事業者面接	令和4年9月中旬
選考結果通知	令和4年10月中旬（予定）

(7)採択予定件数

予算の範囲内で採択します。

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成26年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木材の積極的な活用を図ることとしています。

内装整備費補助事業による保育所整備では、建物の木造化や、天井、壁、床等の内装に木材を活用する“木質化”に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/>

2 1・2歳児園整備・ 運営に当たつての諸 条件

(1) 施設計画及び仕様について	7
(2) 保育室等について	8
(3) 送迎等について	8
(4) 工事について	9
(5) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明いたします。)	9
(6) 工事施工業者等の選定(入札の実施)について	10
(7) 資金計画について	10
(8) 施設長、保育責任者、保育従事者(保育士)について	10
(9) 保育内容等について	12
(10) 連携施設の確保について	13
(11) その他の留意事項について	13

(1) 施設計画及び仕様について

ア 令和5年4月1日開所を厳守すること。事業計画等、周到な準備をお願いします。

※ 令和4年度内に工事が完了しない場合、補助対象外となります。

イ 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、

砂塵、植栽、駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策等)

ウ 次の関係法令等を遵守してください。

i 共通

- ・ 建築基準法及び横浜市建築基準条例
- ・ 設計・施工の際の留意事項（資料10）
- ・ 既存施設1・2歳児園事業実施にあたっての諸条件（資料11）
- ・ その他関係法令・指針等（消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例等）

ii 認可乳児保育所又は保育所の分園の場合

- ・ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
- ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 保育所整備の手引き（令和3年8月版）

iii 小規模保育事業の場合

- ・ 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- ・ 小規模保育事業所整備の手引き（令和4年4月版）

エ 横浜市との調整に備え、柔軟な定員構成に対応できるよう、可動式間仕切りを用いる等の間取り・設備を検討してください。

オ その他要件は以下のとおりです。

・ 実施設計内容の審査を、令和4年11月15日（火）までに開始できるよう、準備を行うこと。

・ 実施設計審査に取り組むにあたり、「資料10 設計・施工の際の留意事項」記載のリスト・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。

・ 実施設計審査を行う段階においては、設計事務所との契約の締結を締結するなどして原則完了検査まで同一の設計事務所が対応する体制を取るようお願いします。

・ 実施設計審査においては精度の高い状態で臨むようにお願いします。

※ 例年、精度の低い状態で実施設計審査に臨み、想定よりも大幅に実施設計審査の期間を要する場合があります。他事業者への審査への影響等が発生してしまいますので、何卒ご理解ください。著しく実施設計審査に時間を要する場合など、実施設計審査が不合格となる場合には、補助金交付決定が認められないこととなり場合がありますので、ご注意ください。

・ 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている、または受ける見込みの建物であること。

交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、またはできる見込みであること（詳細は「保育所整備の手引き」（令和3年8月版 P.14）をご確認ください）。

・ 新築建物の内装改修の場合は令和5年2月28日（火）までに、検査済証の交付および完了検査の実施ができるよう、準備を行うこと。

・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

（昭和56.5.31以前に建築確認済が交付され着工した建物の場合は、耐震判定機関等により耐震診断の結果の妥当性について評価を実施した報告書、耐震判定機関等により耐震改修計画の妥当性について評価を受け改修が完了したこと、または完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。新耐震基準で検査済証の無い建物の場合は、ガイドラインによる建築基準法適合状況調査等を提出してください。）

・ 設計事務所については、横浜市内での認可保育所の設計実績や補助金事業の実績等を考慮しながら、円滑に施設計画を履行できる事業者としてください。

・ 土地建物を賃借して整備を行う場合には、事前協議書提出時までに予約契約等、1・2歳児園としての賃貸借期間が10年以上であることについて所有者から合意を得てい

ることが必須条件となります。

- ・ 建物構造は、可能な限り「木造」とし、保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

(参考)

場所等	部位	仕上げ、仕様等
保育室等	床	天然木複合フローリング
	壁	壁 天然木パネル（腰壁）※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮（指はさみ、コンセント、柱等の角）
屋根	—	太陽光発電設備の導入
開口部	—	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	—	多目的トイレ（オストメイト対応の水栓器具設置）の設置 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	—	省エネタイプ給湯器の導入（2次熱交換機タイプ等）
照明	—	人感センサー付き照明機器の導入
遊具	プール	屋外遊戯場の有効利用の観点から、組立式プール（ユニットプール）が望ましい。

(2) 保育室等について

ア 保育室等、認可に当たって面積基準が定められている室の面積算定は、有効面積（内法面積から、下記の造り付け・固定造作物を除いた面積）とします。

イ 保育室面積から除く造り付け・固定造作物

- ・ 押入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚等
- ・ 吊り押入れ、吊り戸棚（床上140cmの空間を確保したものは除く）
- ・ 手洗い器、ピアノ

ウ 保育室等の面積は、壁芯・内法・有効の各面積を算定してください。（異年齢を1室の保育室とする場合も、各年齢別に面積を算出すること。）

　その他の面積は、壁芯面積を算定してください。

エ 屋外遊戯場は2歳児一人あたり3.3m²以上を確保してください。2歳児の定員が9人以下の場合は、最低でも30m²以上の面積を確保してください。ただし、面積を確保できない場合、近隣公園等（児童の歩行速度で5分程度（概ね300m以内））で基準面積に相当する面積を有し、市長が特に必要と認めた場合については、面積を減ずることがあります。

オ 園児が安全・安心して過ごすため、保育従事者が保育しやすいレイアウトにしてください。（動きやすい動線、園児に目が届きやすい等）

カ 手洗用設備は保育室内に乳幼児用と保育従事者用と別々に設置してください。また調理員専用の手洗用設備についても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。

キ 働きやすい職場づくりにむけて、保育士休憩室、更衣室（男女別）の確保をお願いします。

(3) 送迎等について

ア 送迎を希望する児童のための送迎専用の保育室（概ね30m²）を設けるとともに、当該保育室にも園児の保育に必要な備品等を整備してください。

　また、送迎時間帯以外は、送迎専用の保育室を一時保育事業等に積極的にご活用ください。

イ 送迎にあたっては、園児が安心・安全に乗降できるスペースを確保し、近隣地域と交通問題を生じさせないよう、物件の立地特性等を勘案し、台数等を計画してください。

ウ 駐車場を整備する際は、車いす使用者用駐車区画を1以上設けてください。

エ 駐車場を利用しない保護者の車両（自転車、ベビーカーは除く）による送迎は、近隣へ

配慮した計画としてください。近隣住民からの要望があった際は、保護者と協議し、車による送迎を禁止するなどの対応を検討してください。

オ 駐輪スペースも適宜設けていただくようお願ひいたします。

また、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐輪による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じてください。

カ 送迎バスの運行にあたっては、保育士1名以上の添乗を必須とします。

キ 利用者から実費徴収される場合、道路運送法第78条の規定による神奈川運輸支局長の許可が必要となります。

(4) 工事について

ア 工事施工にあたっては、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意し、近隣・地域への影響に配慮してください。

イ 開所前に「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は7項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)

ウ 開所前に飲料水の水質検査を実施し、基準値以下であることを確認してください。測定対象項目は11項目(一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機物炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度)とします。

エ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないことが確認できるような工程表を提出してください。

(5) 近隣対応について(事業申請時に詳しくご説明いたします。)

小規模保育事業整備に伴う近隣対応は、申請法人の責務です。

小規模保育事業の整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接敷地の住民、町内会)に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。

また、説明の経過を記録し、保管してください。その際、意見や要望への誠実な対応を通じ、近隣住民への理解と協力を得られるように努め、当該説明の内容について市に報告いただきます。

近隣住民からの要望等については、申請法人の責任において、誠意を持って対応してください。

ア 申請段階

自治会町内会長、近隣住民(特に隣接する住民)及び近隣の保育所・幼稚園等に対し、申請前に必ず「小規模保育事業の設置について申請を行う」旨の説明をすること。

なお、自治会町内会長への連絡については、整備予定地の各区役所こども家庭支援課に御相談ください。

イ 採択後

小規模保育事業整備について選定された後、速やかに自治会町内会、近隣住民の方々に整備計画や運営等について説明すること。

その際、保護者の送迎時の対応(駐輪・駐車等)や騒音など、周辺環境への配慮に関する対応方法等について必要な説明を行うこと。

近隣に他の保育所、幼稚園等がある場合は、当該施設に対しても整備計画や運営等について説明すること。

ウ 工事説明

工事計画が確定次第、工事スケジュール、連絡先、工事車両の通行等について説明すること。

エ その他

近隣住民への説明については、速やかに行うこととし、施設の設計や工事の実施に当たっては、近隣住民からの要望を汲み取り、整備・運営事業者の責任において解決を図るよ

う努めること。また、戸別訪問又は説明会、あるいはその両方を行い、ポスティング等に留めないこと。

(6) 工事施工業者等の選定(入札の実施)について

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定に当たっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じことがあります。

- ア 市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札・契約を実施すること。
- イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査等に要する日数も考慮の上、入札に向けた準備を進めること。
- ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって臨むこと。
- エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないこと。
 - ・ 法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
 - ・ 入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
 - ・ その他公益性・公平性を損なうこと。
- オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず市と協議すること。

(7) 資金計画について

- ア 各施設に必要となる運転資金を現金もしくは換金性の高い形態(普通預金、定期預金等)により保有していること。(社会福祉法人・学校法人は除く)
 - i 認可乳児保育所又は保育所の分園の場合：年間事業費の1／12以上の運転資金
 - ii 小規模保育事業の場合：年間事業費の1／6以上の運転資金年間運営事業費は、申請時の定員数により年間で支払われる公定価格及び横浜市の独自助成である向上支援費に基づき算定してください。年間運営事業費の目安は「資料5」をご覧ください。
- イ 整備に必要な資金が確保されていることを確認します。整備資金に借入金を充てる場合は、返済が確実に見込まれるかどうかを、償還計画書をもとに確認します。
- ウ 本事業への申請時点で直近の2年連續して損失を計上していないこと
- エ 不動産の貸与を受けて認可乳児保育所又は認可保育所の分園の整備を行う場合は、当面の支払いに充てるための1年間の賃借料に相当する額と1千万円（1年間の賃借料が1千万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額）の合計額の資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- オ 資金の管理については当該事業専用の独立した口座を設け、他の事業の会計と区分してください。認可申請時（令和5年1月頃）までに口座を開設してください。

(8) 施設長、保育従事者(保育士)について

ア 施設長の要件

- (ア) 原則保育士資格を有すること。(小規模保育事業の場合は必須)
- (イ) 常勤者（※）であり、他の職務と兼務しない者であること
(※ここでいう常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上勤務とします。ただし、給付費申請では月160時間以上を常勤としているので、ご注意ください。以下、同じ。)
- (ウ) 次の①～⑥のいずれかに該当すること。

- ① 保育所等（※1）において、施設長、園長又は保育責任者の実務経験を2年以上有する者。
- ② 以下のa又はbに該当する者。ただし、主任保育士として、「保育士等キャリアアップ研修」（※2）を開所までに修了している者を配置すること。
 a 第一種社会福祉事業において、施設長の実務経験を2年以上有する者。
 b 学校教育法に定める小学校において、校長の実務経験を2年以上有する者。
- ③ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験（※3）を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を3年以上有する者。
- ④ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を8年以上有し、そのうち主任保育士又は主幹教諭の実務経験を1年以上有する者。ただし、開所までに「保育士等キャリアアップ研修」を修了すること。
- ⑤ 保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験を10年以上有する者。
- ⑥ （小規模保育所事業のみ）直近4か年のうち、保育所等において、保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の2年以上の実務経験を有すること。
- ※1 保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業をいい、認可外保育施設を除く。
- ※2 「保育士等キャリアアップ研修」の内、「マネジメント」及び専門分野（乳児保育、幼児保育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援）から3分野を受講すること。
- ※3 保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の実務経験とは、保育所等における有資格で常勤としての勤務経験とします。

【その他留意事項】

- ・経験年数は、開所日時点（見込みも含む）で計算すること。
- ・保育所等での施設長経験が無い者については、厚生労働省主催の「初任保育所長等研修」を開所までに修了することを望ましい要件とします。

イ 保育従事者（保育士）の要件

- (ア) 保育士（施設長除く、主任保育士含む）は、実務経験者を3割以上配置すること。
 ※ 実務経験者とは、保育所、横浜保育室、他都市の認証保育施設、認定こども園、地域型保育事業の事業所内保育事業及び小規模保育事業、企業主導型保育事業での、保育士又は保育教諭としての実務経験が1年以上ある者とします。
- (イ) 原則、常勤職員とします。やむを得ず短時間職員（1日6時間未満又は月20日未満勤務）を充てる場合には、常勤職員1人あたりの勤務時間数を上回るように、短時間職員を配置することとします。（例：月80時間の短時間職員の場合は2人分で、常勤職員の1人分として算定します。）
- (ウ) 主任保育士
 必要に応じて主任保育士を配置すること。
- (エ) 研修の受講（小規模保育事業B型の場合）
 小規模保育事業B型で勤める無資格者は、県の実施する研修を受講しなければ、保育従事者数に含めることができませんので、ご注意ください。

ウ 給与の上限

子どもの処遇や職員の待遇に配慮するためには、施設長や職員の適正な給与水準を維持

することが必要です。施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図って設定してください。

エ 法人又は本人都合による交代

応募後から開所までの間に施設長予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認めません。

また、開所後3年間については、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長(保育責任者)の変更は原則として認めません。

オ 管理者給付について（小規模保育事業の場合）

小規模保育事業では、施設長が次の給付の要件を満たさない場合、公定価格が減算されます。なお、施設長とは別に、要件を満たす職員を給付上の管理者として配置し、給付を受けることもできますので、その場合はご相談ください。

(ア) 児童福祉事業等に2年以上従事した者（注1）又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者（注2）

（注1） 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等において従事した者

（注2） 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等

(イ) 常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従している者

（少なくとも1日6時間以上かつ月20日以上施設に勤務する者でなければ常時実際にその施設の運営管理の業務に専従しているとみなせず、減算の対象となります。）

（1日6時間以上かつ月20日以上勤務していたとしても、2以上の施設若しくは他の事業と兼務している場合、又は保育のローテーションに入っている場合は、運営管理の業務に専従していないとみなします。）

(ウ) 紙付費等からの給与の支給を受けている

※ 保育のローテーションに含める場合は、管理者給付の対象外となり、公定価格が減算されます。

（9）保育内容等について

ア 保育内容

一時保育、障害児保育は実施してください。産休明け保育及び休日保育については、地域の保育ニーズに応じて実施してください。

イ 保育時間（開所時間）

月曜日から土曜日まで、11時間以上を基本とします。

なお、土曜日については、既存園との共同保育も可能です。事前にご相談ください。

ただし、1・2歳児園の児童の送迎等については、支障がないように配慮してください。

ウ 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する休日並びに12月29日から1月3日の間とします。ただし、休日・年末年始保育実施園はこの限りではありません。休日保育を実施する場合、法人都合による事業の休止は認められません。

エ 費用負担

延長保育料、実費徴収（幼児の主食代、延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等）以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

オ 第三者評価・自己評価

福祉サービスの第三者評価を施設開所後3年以内に受審し、結果を公表していただきます。保育士及び保育所の自己評価は、少なくとも1年に1回は実施し、保育所の自己評価は必ず結果を公表してください。また、開所後の運営について横浜市の指導を受けた場合は従っていただきます。

カ 保護者との情報共有等

当該事業により整備する1・2歳児園は、卒園後の3歳児以降も引き続き1・2歳児園に保護者が送迎することとしています。そのため、3歳児以降の保護者への情報共有について、例えば、ICT機器を導入すること等により、保育に関する計画を分かりやすく伝えるとともに日々の記録を写真などでお伝えする、送迎の際にクラス担任を配置する等、丁寧な情報共有を心掛けてください。

キ 地域子育て支援事業

既存施設の運営の中で実施している地域子育て支援事業と連携し、地域への子育て支援の取組みを実施してください。

ク 嘴託医

定期健康診断等を行っていただく嘱託医を置かなければなりません。嘱託医はできるだけ小児科医としてください。それが難しい場合は、内科医としてください。歯科・内科それぞれ選定してください。なお、既存施設の嘱託医と兼ねることも可能です。

(10) 連携施設の確保について

乳児認可保育所並びに小規模保育事業にて実施する場合においては、1(2)の要件を満たす対象事業者が既に運営する保育所等を連携施設として確保していただきます。そのため、以下の内容について覚書を結ぶことが必要です。なお、既に他園との連携を締結している場合には、本申請によって既存の連携が解消されないことを条件とします。

連携施設の役割

ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。認可書類提出時（令和4年12月頃）までに必ず覚書を締結していただきます。

イ 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

「1募集概要（2）既存施設の要件ア」のとおり、1・2歳児園により保育の提供を受ける乳幼児が、当該施設を卒園後、進級先として、当該乳幼児が小学校就学の始期に達するまで、1(2)の要件を満たす既存施設で受け入れていただく必要があります。

(11) その他の留意事項について

ア 「2. 1・2歳児園整備・運営にあたっての諸条件」の各項目に反することのないよう、十分ご確認ください。良好な保育所運営がなされない場合は、保育所給付費等の一部を減額する場合があります。

- イ 施設長や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講していただきます。（詳細は別途通知します。）
- ウ 施設長及び保育者を対象とした開所前説明会を、令和5年2月から3月に開催する予定ですので、ご参加ください。
- エ 社会福祉法人及び学校法人以外の法人が認可を受ける際は、「運営委員会」の設置が必要です。運営委員会とは、当該事業所の設置者からの相談対応や、意見を述べる委員会のこととで、委員は社会福祉事業の知識経験を有するもの、保育サービスの利用者、及び実務を担当する幹部職員等で構成します。
- オ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条」にあたる営業所が所在している場合、児童の保育環境として大きな課題があり、当該施設とトラブルになることもあります。この場合は申請を受理できないこともありますので、予め充分なご確認をお願いいたします。

（参考法令等）

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（神奈川県）

カ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が、市全域で区域指定しています。このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。

整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

（参考法令等）

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）
- ・神奈川県土砂災害情報ポータル
<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>
- ・横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=63>

キ 建設市況及び新型コロナウイルス感染症の影響による、人材・資材（特に鉄骨部材）への需給状況を十分に考慮した合理的な設計と、確実な調達先の確保等、整備計画に支障のない計画とし、開所時期に遅れが生じないようご注意ください。

ク 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合があります。ご確認のうえ、該当する場合は事前にご相談ください。

ケ 委託費の弾力運用について

認可乳児保育所又は保育所の分園の場合、委託費の弾力運用での借入金（利息部分を含む。）の償還の範囲は「独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人からの経費の借り入れに係る償還に限ります。また、新たに保育所を経営する事業を行う設置者については、最初の1年間は委託費の弾力運用はできませんのでご注意ください。

コ 施設において、宗教の教義を広めるための儀式行事や信者を教化育成することを目的とする活動は行わないでください。また、政治上の主義を推進することを目的とする活動も禁止されています。

サ 補助対象となる関係書類は情報公開の対象となります。

シ 同一エリアで整備予定か所数を超える申請があった場合は、「6 補助金審査基準について」により評価の高い事業者を採択します。

ス 横浜市の行う指示・指導に対して、誠実に対応していただくこととします。

3 補助制度

(1) 施設整備にかかる補助制度について

「横浜市既存施設連携型 1, 2歳児保育所内装整備費補助金交付要綱」に基づいて申請してください。

ア 対象経費

対象経費	内 容
工事費	既存建築物の改修等（改修、新築の設備整備、増築）に必要な工事請負費
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費（補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。）
備品費（1）	施設整備に必要な備品購入費（1品5,000円以上の備品とし、1人当たり実行備品単価（実行備品単価が32,000円を超える場合は32,000円とする。）に定員を乗じて得た額を補助対象限度額とする。）
備品費（2）	備品費（1）の他、休憩室等の整備に必要な備品購入費（補助対象限度額は30万円以内とする。）
大型遊具費	施設整備に必要な大型遊具購入費（1品10万円以上のものとし、補助対象限度額は350万円以内とする。）

イ 補助基準額等

(1)	基本整備費	定員	補助基準額
	認可乳児保育所分園	45人以下 20人以上	6,000万円×(定員数/50人)
	小規模保育事業(A型・B型)	13人以上 19人以下	2,200万円
(2)	0歳児未設定加算(※1)		300万円
(3)	1, 2歳児保育所等整備加算		800万円
(4)	保育者休憩室等設置加算(※2)		
	定員	休憩室等基準面積	補助基準額
	認可乳児保育所分園 36人以上 45人以下	14m ²	260万円
	20人以上 35人以下	10m ²	190万円
	小規模保育事業(A型・B型) 13人以上 19人以下	6m ²	100万円
補助基準額の上限		(1)～(4)の基準額の合計	
補助率		3/4	

※1 0歳児定員を設けない場合に加算します。なお、本整備と併せて既存施設の定員構成を変更する場合に、例えば、実質的に1歳児の定員枠が増えない等の加算の趣旨と反する変更である場合には、当該0歳児未設定加算を適用しない場合があります。詳細は、担当までお問合せください。

※2 保育者のための休憩室・更衣室や、職員同士のコミュニケーションを図る場及び職員面談等を行う場としての機能を有する居室を、基準面積以上整備した場合に加算します。

【補助金額の算出例】

整備計画：認可乳児保育所20人定員、0歳児定員無し、休憩室を基準面積(10m²)整備する場合

補助基準額：(1) 6,000万円×(20人/50人) = 2,400万円

$$\begin{aligned}
 & (1) 2,400\text{万円} + (2) 300\text{万円} + (3) 800\text{万円} + (4) 170\text{万円} \\
 & = 3,670\text{万円} \cdots \text{基準額}
 \end{aligned}$$

補助金額：上記で算出した基準額 $3,670\text{万円} \times 3 / 4 = 27,525,000\text{円}$

ウ 整備期間中の賃借料補助（特に必要と認めた場合）

補助金額は、補助対象とする月額賃借料と、下記の補助基準額とを比較し低い方に補助率 $1 / 2$ を乗じて得た額とします。

項目	補助基準額	対象期間
月額賃借料	75万円	賃借料等発生日から開所日前日まで
礼金等（敷金・保証金除く）	75万円	6か月分を上限
補助率		$1 / 2$

【補助金額の算出例】

整備計画：月額賃借料が100万円、6月21日賃借料発生日の場合

補助基準額：基準額75万円（75万円 < 100万円のため） $\times 9$ か月 $10/30$ 日間分
 $= 7,000,000\text{円}$

補助金額：上記で算出した基準額 $7,000,000\text{円} \times 1 / 2 = 3,500,000\text{円}$

エ 開所後の賃借料補助（認可乳児保育所及び分園の場合に限る）

上限額	補助率	補助期間
補助基準面積（表3） \times 月額3,000円	$2 / 3$	10年

【補助基準面積（一部抜粋）】

補助基準面積	定員	補助基準面積
	20～30人	$9.4\text{m}^2 \times \text{定員}$
	31～39人	28.2m^2
	40～45人	$7.2\text{m}^2 \times \text{定員}$
ただし、実面積が補助基準面積を下回る場合は、実面積を補助基準面積とする。		

【補助金額の算出例】20人定員の場合

基準面積 188m^2 ($9.4\text{m}^2 \times 20$ 人) \times 月額3,000円 $\times 12$ か月 $\times 2 / 3 = 4,512,000\text{円}/年$
※上記金額は、公定価格の賃借料加算額及び開所後賃借料補助額を合算した金額です。

オ 保育園バス購入等補助事業

【補助対象経費】

- (1) 保育園バスの車両購入費またはリース費
- (2) チャイルドシート等の備品購入費

【補助金額】

補助金額（上限240万円）は、補助対象経費（上限320万円）に4分の3を乗じて得た額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

【その他】

- ・申請をご検討される際には、別途、「横浜市保育園バス購入等補助金交付要綱」（下記URL参照）をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/bus-josei.html>

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局保育対策課 保育園バス担当

Tel:045-671-4469 ／ Fax:045-550-3606

Emai : kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

4 申請方法

(1) 事前協議書の提出について	20
(2) 面接について	21
(3) 選考について	22
(4) 選考結果の通知について	22
(5) その他	22

(1) 事前協議書の提出について

ア 募集期間

令和4年8月8日（月）～令和4年9月5日（月）

※申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しください。

※来庁される際は、電話でのご予約をお願いいたします。

（4 問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧参照）

イ 事前相談について

（ア） 事前相談前に確認が必要なこと

- ・ 建築基準法、バリアフリー法、福祉のまちづくり条例等の法令を遵守していること。
※ 新築建物の内装改修の場合は、令和5年2月末日までに、検査済証の交付等が確認できること。
 - ・ 認可乳児保育所及び分園の横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱に適合するものであること。
 - ・ 小規模保育事業の場合、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準及び横浜市家庭的保育事業等認可・確認要綱に適合するものであること。

【既存建物改修の場合】

- ・ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。
(昭和 56.5.31 以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合は、耐震調査を実施し問題がないもの又は耐震補強済のもの)

【新築建物の内装整備の場合】

- ・ 開発・宅造許可を要する土地案件の場合、開所日に向けて、許可に関わる諸手続きも含めてスケジュール上支障ないこと。

（イ） 事前相談の際に必要な書類

- ・ 既存施設の定員構成や実利用人数等が分かるもの及び図面（案内図、平面図等）
- ・ 整備を計画している1・2歳児園の案内図（屋外遊戯場や付近の公園の位置が分かるもの）、配置図、平面図
- ・ （既存建物の場合）建築確認済証及び検査済証の写し
(又は、検査済証交付年月日の記載があり、「未交付」と記載されていない「建築確認申請（計画通知）台帳記載証明書」)
- ・ 開所までのスケジュール（各種申請・工事関係工程、開所準備期間を反映したもの）

ウ 提出方法

電話でご予約及び事前にPDF等のデータを送信していただいたうえで、相談にお越しください。

※ 直接お越しいただくことが困難な場合はご相談ください。

【提出先】

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所13階

こども青少年局こども施設整備課

電話：045-671-4146

Eメール：kd-koseibi@city.yokohama.jp

（最寄駅）みなとみらい線馬車道駅

JR桜木町駅もしくは市営地下鉄桜木町駅

エ 提出書類

原則として、データを電子メール送付でご提出ください。

※ ファイル名について

各資料のファイル名は次のとおりとしてください。

「資料番号_添付資料名_日付（状況）」

→例1：「12_開所までのスケジュール_0701（提出）」

「17_職員配置の考え方等について_0701（再提出）」

※ 電子メールによる資料送付は、市役所のメールサーバーの仕様により添付ファイルの容量上限が7MBとなりますので、容量を超える場合は、zipファイルにてまとめていただくか、大容量ファイル転送サービスをご案内しますのでメールにてご連絡ください。頂いたメールアドレス宛にアップロード先URLのご案内を致します。

(データ化が困難な場合は、ご相談ください。)

※ 不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえご提出ください。

【事前協議書等の様式掲載ページ】

横浜市トップページ > 事業者向け情報 > 子育て > 認可保育所等の整備 > 既存施設連携型1・2歳児保育所

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>)

(2) 面接について

申請案件ごとに面接を実施いたしますので、ご予定いただきますようお願いします。

ア 日時（予定）

令和4年9月中旬

※ 詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。

※ 日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。

イ 場 所

横浜市庁舎（別途ご案内します）

ウ 出席者

(ア) 法人代表 法人役員による代行可

(イ) 施設長、保育責任者予定者 必 須

(ウ) 主任保育士 「2 保育所整備・運営にあたっての諸条件」の(8) 施設長、保育責任者、保育従事者（保育士）について ア 要件（イ）に該当の場合

エ 面接の内容について

4 (3) 「選考について」（P22）のとおり

(3) 選考について

補助対象法人（物件）は、保育需要、事業計画、組織体制、運営状況等を総合的に審査して選定します。

評価項目	評価細目	
1 法人の体制	(1) 法人の所在地 (2) 法人の財務状況 (3) 監査結果及び改善の状況	
2 資金計画	(1) 資金の確保状況 (2) 償還計画の確実性	
3 整備計画 (ハード)	(1) 整備地域の立地や周辺環境 (2) 保育室の階層や休憩室設置状況 (3) 屋外遊戯場の確保状況 (4) 給食提供方法	
4 整備計画 (ソフト)	(1) 施設長・保育責任者の経験・経歴 (2) 施設長の継続予見性 (3) 低年齢児の保育経験	
5 量の確保及び質の維持・向上	(1) 施設種別 (2) 定員規模及び定員構成 (3) 連携先の施設監査状況 (4) 母体となる施設における特別保育等や効率化の実施状況 (5) 第三者評価の状況 (6) 職員構成	
7 事業特性	(1) 送迎待機場所の確保や活用見込み (2) 送迎の柔軟性や安全性 (3) 連携施設との距離や確保状況 (4) 連携債及び既存施設の定員増加 (5) 保護者等との情報共有	
8 面接 (法人代表者及び施設長予定者)	(1) 保育方針・施設運営の方針	保育理念、指針・要領等の理解度等
	(2) 人材確保・育成方針、キャリアパス	人材確保策、施設長・保育士等に対する人材育成の考え方と具体案等
	(3) 地域対応・交流、苦情解決、保護者対応	地域対応・交流の考え方、苦情等の対応と責任等
	(4) 安全対策、防犯対策、事故時等の対応	事件・事故発生時における対応の理解度及び施設管理の考え方等
	(5) 個別評価項目	法人のサポート体制及び施設長としての資質（責任性、コミュニケーション力、熱意等）

(4) 選考結果の通知について

選考結果は、令和4年10月中旬に、申請者あてに書面で通知します。

※ 選定された法人は、すみやかに設計作業等に着手してください。

(5) その他

- ア 申請する物件については、必ず現地を確認してください。確認の際は、近隣住民の迷惑とならないようご留意ください。
- イ 申請した施設長予定者の法人側の事情による変更は、原則として認めません。
- ウ 今回提出していただく「申込書」は返却いたしません。（本事業の目的以外には使用しません。）
- エ 審査に当たっては、追加資料を提出していただくことがあります。
- オ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。
- ◆ 「1・2歳児園整備・運営に当たっての諸条件」以外にも、いくつかの条件を決定後に追加することがありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先・ダウンロードアドレス一覧

(1) 問い合わせ先

お問い合わせいただく内容により、下記担当までご連絡ください。

■ 1・2歳児園実施にすること。

【担当窓口】横浜市こども青少年局 保育対策課

【電話番号】045-671-4469

【メールアドレス】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】湯淺、奥井

■ 事前相談の予約、応募要件や施設の基準等にすること。

【担当窓口】横浜市こども青少年局 こども施設整備課

【電話番号】045-671-4146

【メールアドレス】kd-koseibi@city.yokohama.jp

【担当者】分園・認可乳児保育所 濱畠、白岩、石神
地域型保育事業 後藤、遠藤、窪田

(2) ダウンロードアドレス一覧

ア 様式ダウンロード

「申請書」「添付書類一覧（確認表）」「履歴書」「贈与契約書」等

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/>

イ 参考

「保育所整備の手引き」

保育所整備にあたっての基本的な事項について記載されています。

（「横浜市民間保育所設置認可等要綱」や「厚生労働省関係（抜粋）」等を掲載しています。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/seibi/seibinotebiki.html>

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」

「契約の手引き」

「設計審査及び工事検査の手引き」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/sisetsuseibi.html>

「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/guidelines.html>

5 資料

- 資料 1 既存施設連携型 1・2 歳児園ご案内
- 資料 2 事業応募から保育所開設までの参考スケジュール
- 資料 3 施設種別比較表
- 資料 4 横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について
- 資料 5 年間事業費の目安額
- 資料 6 連携施設受諾促進加算の諸条件について（4 年度）
- 資料 7 横浜市保育士宿舎借上げ支援事業 令和3 年度のご案内
- 資料 8 横浜市保育士就職情報サイトのご案内
- 資料 9 かながわ保育士・保育所支援センター
- 資料 10 設計・施工の際の留意事項
- 資料 11 既存施設連携型 1・2 歳児園事業実施にあたっての諸条件
- 資料 12 年度限定ご案内

市内で保育・教育施設を運営されている事業者のみなさまへ

資料1

既存施設連携型1・2歳児園

を設置・運営いただける事業者を募集します！

自らが運営する認可保育所、認定こども園又は幼稚園のいずれかの施設を3歳児以上の受入先として活用し、新たに1・2歳児の受入が可能な施設を駅近くに整備・運営する場合に補助金を交付する事業を実施します。



◆既存施設との連携による1・2歳児園の整備

- ・保育ニーズの高い1・2歳児を受け入れる保育施設を“整備が必要な地域”に整備
- ・3歳児以降は同一法人が運営する既存施設に進級(1・2歳児園から車で概ね10分程度・進級先は複数園も可)
- ・3歳児以降も保護者の送り迎えは駅前施設（1・2歳児園）を可とし、園児は園バスにて既存施設へ通園

◆多様な運営形態を選択できます。

既存施設連携型1・2歳児園の運営形態は、認可乳児保育所、認可保育所の分園又は、小規模保育事業（A型又はB型）のいずれかを選択し、整備いただきます。

◆1・2歳児園整備のための改修工事費等補助

施設整備にあたり、既存建築物の改修工事及び備品の購入に係る費用等を補助します。

◆送迎待機場所(保育室)整備分の補助額を上乗せ

1・2歳児園の整備にあたっては、送迎待機場所を整備した場合、通常(認可保育所、小規模保育事業等)の整備補助額に800万円を加算します。

◆送迎等に使用する園バスの購入費補助

保育園バスの車両購入費またはリース費、チャイルドシート等の備品購入費について、「保育園バス購入等補助金」をご利用いただけます。

◆受け入れ先の既存施設への改修費等補助 (既存施設が認可保育所の場合)

1・2歳児園の卒園児の進級先となる既存施設について、受入枠を拡大するに伴い、内装整備補助金（改修費等）の交付を受けられる場合があります。

各種補助金使えます※

※「横浜市既存施設連携型1・2歳園内装整備費補助金交付要綱」等に基づき補助を実施します。

補助事業の詳細や適用の可否については、担当までお問合せください。

資料2

事業応募から保育所開設までのスケジュール(令和5年4月開所 五次募集)

※当スケジュールは一例であり、物件ごとの状況により異なります。

月	日	法人及び施設認可関係の動き	設計・工事			備考
			建設関係の動き	補助金関係の動き	市の審査関係	
R4. 8月	8日	事業計画等の検討 ※随時、事前相談 «地元説明(申請前)»				
9月	5日	提出書類受付締切				
9月 10月	中旬 中旬	面接(9月中旬) 選考結果通知(市) «地元説明(概要等)»	基本設計協議 実施設計着手		実施設計審査日程調整	福祉医療機構 申請相談等
		約1か月				
11月		実施設計完了 工事費積算完了 建築確認(用途変更)手続き等		実施設計審査(市) (11月15日開始締め切り)		福祉医療機構 申請手続き
12月	中旬	理事会・取締役会開催 (工事入札内容)	補助金交付申請書 提出	実施設計内容確定 入札参加候補者報告 入札参加候補者審査(市)		福祉医療機構借入申込受理 (工事契約前)
	下旬	指名通知書発送、図渡し等 施工業者入札 工事請負契約締結 着工 «地元説明(工事)»	補助金交付決定(市)	契約事業者決定報告		保育所利用案内配布
		約3か月				
R5. 1月	15日	施設設置認可申請書提出		完了検査日程調整		
2月	28日	(VOC及び水質検査、消防検査)	補助金実績報告書 提出	完了検査(市)		
3月		施設設置認可(市)	補助金額確定(市)			
4月		開園(4月1日)	請求書提出			
5月			補助金支払(市)			

施設種別 比較表

資料3

【基準条例に基づく基準】

類型	認可保育所の分園 認可乳児保育所	A型	B型
対象年齢	0~2歳児		
定員規模	20~45人	6~19人	
設置主体	法人		
施設長／保育責任者	分園の場合は本園との兼務可 認可乳児保育所の場合は専任	保育従事者のうち1人を責任者として選任	
保育従事者	資格	保育士	保育士+保育従事者(注) (注)県主催の研修を受講
	職員配置	【0歳児】3:1 【1歳児】4:1 【2歳児】5:1	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ※1 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。 ※1 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要。 <u>※2 2/3以上保育士資格</u> を有していること。
保育室等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室	
	面積	【0・1歳児】1人 3.3 m ² 以上 【2歳児】1人 1.98 m ² 以上	
屋外遊戯場	設備	・近隣(児童の歩行速度で5分程度(道のりが概ね300m以内))に公園等がある場合、1人につき1.65 m ² 以上で可。 ・近隣に公園等があり、かつ、駅から概ね300m以内である場合、プール遊び等ができる場所(概ね30 m ²)で可。	・近隣(児童の歩行速度で5分程度(道のりが概ね300m以内))に公園や専用敷地があれば代用可能。
	面積	2歳児1人当たり3.3 m ² 以上 ※ 1, 2歳保育所の整備にあたっては、募集要項「2・1, 2歳保育所整備・運営に当たっての諸条件」を必ずご確認ください。	
給食	給食	原則、自園調理(調理業務の委託は可)	原則、自園調理(調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可)
	設備	・認可定員に見合う設備及び面積を有し、隔壁で区画すること。 ・分園の場合は、設けないことも可能。ただし、加熱、保存、配膳等の機能を整えることが望ましい。	・認可定員に見合う設備及び面積を有し、ベビーフェンス等で区画すること。 ※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存、配膳等の調理機能が必要。 ※連携施設等から搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷凍冷蔵庫(冷凍目安容量70L以上)が必要。

給食	職員	調理員 ※ 利用定員 40 人以下は1人以上、利用定員 41 人以上は2人以上	調理員 ※ 調理業務を委託する場合及び連携施設等からの搬入の場合は不要。
耐火等		<p>保育室等を2階以上に設置する場合</p> <p>【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備</p> <p>【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること</p> <p>※つぎの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可乳児保育所又は保育所の分園の場合：横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 42 条第 7 号 ・小規模保育事業の場合：横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第 29 条第9号 	
避難		認可保育所の基準に準ずる	
連携		<p>【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」</p> <p>※「保育内容の支援」「卒園後の受け皿の設定」については、認可までに締結すること。</p> <p>【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園</p>	

横浜市民間保育所 建物・設備基準の一部緩和について

認可保育所の分園又は認可乳児保育所を整備する場合は、福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準に適合している必要があります。

ただし、1（1）～（4）の設備については代替措置を行うこと等によって「横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第4条」を満たすことができます。この場合、事前にこども青少年局に相談し、代替措置等の計画書について審査・確認を受ける必要があります。

また、2（1）～（5）の設備で同条例に定める建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法の基準）をやむを得ず満たすことができない場合は、同条例第24条に基づく建築局の許可を得る必要があります。

いずれの手続きを行う場合でも、まずは「保育所整備における建物・設備基準の一部緩和についての計画書」（様式1）を作成し、こども青少年局こども施設整備課の各事業担当者に提出しご相談ください。

1 こども青少年局との相談等で、指定施設整備基準への適合が緩和可能な設備

対象設備	指定施設整備基準	新築	既存建築物の改修
(1) 道等から利用居室までの経路 (保育室が1・2階のみの場合)	1(1)ア、1(2)	階の上下移動のためのエレベーターは非設置で可※1※2	
(2) オストメイト用水栓器具	9(2)イ(イ)	簡易設備で可※3	
(3) 点状ブロック	5(1)イ、6(1)オ、7(1)エ	屋内のみ設置不要	
(4) 乳幼児用便所に設ける鏡	9(1)エ(ウ)	設置サイズの緩和	

※1 エレベーターを非設置とした場合、新たに各階層に車いす使用者用便房が必要です。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により設置数を緩和することができます（2（3）参照）。

※2 駐車場（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合は緩和できません。ただし、構造上やむを得ない場合に限り、条例に基づく許可により一部の施設で非設置とすることが可能です（2（2）参照）。

※3 簡易設備についての詳細はお問い合わせください。

2 条例に基づく建築局の許可が必要となる設備

許可を検討される方は計画の早い段階※1でこども青少年局こども施設整備課（事業所管課）にご相談のうえ、代替措置の手法等について建築局市街地建築課（許可窓口）との調整を行ってください。

※1 建築局で許可の可否の判断を行うには時間を要するので、早めにご相談ください。

対象設備	建築物移動等円滑化基準	既存建築物の改修
(1) エレベーター (保育室が3階以上の場合)	8(1)の内、ア以外	既存エレベーターで可
(2) 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路	1(1)ウ、1(2)	保育室が1・2階のみの場合、エレベーター非設置で可
(3) 利用居室から車いす使用者用便房までの経路	1(1)イ、1(2)	設置数の緩和（1か所で可）
(4) オストメイト用水栓器具	9(2)イ(イ)	非設置で可（代替設備要）
(5) 階段に設ける手すり (一段程度の場合)	2(1)ウ(ア)、6(1)ア	非設置で可

年間運営事業費の目安額(認可保育所)

資料5

保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格等に基づき給付費を支払います。給付額は地域区分や利用定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

詳しくは下記のサイトをご覧ください。

【参考サイト】

・新制度全般(内閣府HP)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

・公定価格の単価表(案)及び試算ソフト掲載先 URL

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

定員(人)	認可保育所事業費 年間事業費の目安額 (令和4年度 公定価格概算モデル)※横浜市独自助成である向上支援費を含む	
	年間運営事業費(A)	事業費の1か月分(円) (A)/12か月
20	54,792,000 円	4,566,000 円
30	69,942,000 円	5,829,000 円
40	83,206,000 円	6,934,000 円

※上記金額は目安額です。定員構成等により変更することがあります。

【上記の試算条件】

1 定員構成

単位:人

定員	0歳児		1歳児		2歳児	
	標	短	標	短	標	短
20	0	0	9	1	9	1
30	0	0	14	1	13	2
40	0	0	18	2	17	3

2 その他

- ・賃借料加算、主任保育士専任加算 などを適用し算出。

年間運営事業費の目安額(小規模保育事業)

保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格等に基づき給付費を支払います。給付額は地域区分や利用定員、

認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。

詳しくは下記のサイトをご覧ください。

利用者負担額は、横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収してください。

【参考サイト】

- ・新制度全般(内閣府HP)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

- ・公定価格の単価表(案)及び試算ソフト掲載先 URL

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigousya.html>

定員		小規模保育事業 年間運営事業費の目安額 (令和4年度 公定価格等概算モデル)※横浜市の独自助成である向上支援費を含む	
		年間運営事業費	年間運営事業費の1／6
A型	12人	38,497,421円	6,416,237円
	19人	50,525,986円	8,420,998円
B型	12人	36,421,229円	6,070,205円
	19人	47,659,752円	7,943,292円

※上記金額は目安額です。定員構成等により変更することがあります。

【上記の試算条件】

1 定員構成

定員		0歳	1歳	2歳	その他
A型・B型 共通	12人	0人	6人	6人	・保育標準時間認定児童のみで算出
	19人	0人	9人	10人	

2 その他

- ・賃借料加算などを適用し算出。

連携施設受諾促進加算の諸条件について(4年度)

※小規模保育事業を整備する場合のみ対象

連携先	月額助成単価	支給条件					
認可保育所	A区分 229,500 円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例</p> <p>地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロン等)</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p>					
	B区分 114,750 円	<p>単価</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合</td> <td style="width: 50%;">A 区分 229,500 円</td> </tr> <tr> <td>条件②ア、イ両方に該当する場合</td> <td>B 区分 114,750 円</td> </tr> </table>	条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合	A 区分 229,500 円	条件②ア、イ両方に該当する場合	B 区分 114,750 円	
条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合	A 区分 229,500 円						
条件②ア、イ両方に該当する場合	B 区分 114,750 円						
幼稚園	A区分 85,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 					
	B区分 57,400 円	<p>単価</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合</td> <td style="width: 50%;">A 区分 85,000 円</td> </tr> <tr> <td>条件② ア、イともに該当する場合</td> <td>B 区分 57,400 円</td> </tr> </table>	条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A 区分 85,000 円	条件② ア、イともに該当する場合	B 区分 57,400 円	
条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A 区分 85,000 円						
条件② ア、イともに該当する場合	B 区分 57,400 円						
認定こども園	A区分 229,500 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 					
	B区分 85,000 円	<p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p>					
	C区分 57,400 円	<p>単価</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合</td> <td style="width: 50%;">A 区分 229,500 円</td> </tr> <tr> <td>条件② ア、イ両方に該当する場合</td> <td>B 区分 85,000 円</td> </tr> <tr> <td>条件③ アのみに該当する場合</td> <td>C 区分 57,400 円</td> </tr> </table>	条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A 区分 229,500 円	条件② ア、イ両方に該当する場合	B 区分 85,000 円	条件③ アのみに該当する場合
条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合	A 区分 229,500 円						
条件② ア、イ両方に該当する場合	B 区分 85,000 円						
条件③ アのみに該当する場合	C 区分 57,400 円						

～横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業令和4年度のご案内～

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、必要な経費の助成を行います。

令和4年4月から令和5年3月に係る期間の事業概要を次のとおりお知らせします。

【支援対象】

- 市内保育所等(※注 1)を経営する事業者が、雇用する保育士（※注 2）を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助する。

(※注 1) 市内保育所等は次のとおり。

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業（A・B・C型）
- ・ 事業所内保育所
- ・ 家庭的保育事業

(※注 2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、次の条件を全て満たす者（市内在勤に限る）

- ・ 事業者の雇用開始日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末（令和4年度は平成25年度（2013年）以降雇用）までの者
- ・ 1日6時間以上かつ月20日以上保育に従事している者

【ただし以下の場合は除く】

- ・ 横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第8条1号に規定する施設長
- ・ 事業者から住居手当等を支給されている者
- ・ 平成24年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費（管理費）。 <u>※礼金、更新料、敷金等は対象なりません。</u>
補助率	対象経費の3/4（1/4は事業者が必ず負担をします。）
助成金額	<u>宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4（61,000円）を上限</u> （1,000円未満は切り捨て）
助成期間	事業者の雇用する補助対象保育士が、借り上げ宿舎に入居※している期間。 ※住民票に記載された住所、転入日等が助成期間と重複しており、かつ居住実態があること。

★留意点★

- ・ 事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。事業者（法人の場合は、役員を含む）が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。
- ・ 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日（住民票の異動日）から対象となります。
- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。

【令和4年度補助金申請書の提出期間】

- ・令和4年4月から受付を開始します（通年）。
- ・各提出書類の提出期間については「申請手引き」「提出期限一覧」に記載します。
- ・遡り補助はしません。別途定める提出期限（原則当月末締切、消印有効）までに申請のあった月の家賃分からが対象です。
- ・月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

- ・申請者は法人単位となります。
- ・申請にあたり「要綱」、「申請手引き」等案内を必ずご確認ください。

申請様式、要綱、申請手引き及び提出期限一覧等は横浜市こども青少年局「保育士宿舎借り上げ支援事業」専用サイトにて掲載しております。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策

<URL・二次元バーコード>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/>



また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ずご登録ください。

【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書（別紙1、2を含む）

第2号様式 令和4年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書

※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名されたものをご提出ください。

第3号様式 令和4年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書

不動産賃貸借契約書（写し）

保育士証（写し）

市長が必要と認める書類

※ 提出書類の詳細はホームページに掲載の「様式の提出及び記入方法について」をご確認ください。

令和4年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業における各種提出書類に関する問い合わせは、
ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【補足】

保育士宿舎借り上げ支援事業は、厚生労働省が発出している保育対策総合支援事業交付要綱に基づき、事業を実施しております。今後、発出される交付要綱により、支援対象及び助成内容が変更になることがありますので、ご了承ください。変更する場合には、別途事業者の皆様にご連絡いたします。

なお、令和5年度以降の横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業の継続有無及び事業概要につきましては、
詳細が分かり次第、事業者のみなさまに周知いたします。

横浜市こども青少年局 保育対策課

電話：045-671-4469

e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

保育所・幼稚園等運営事業者の皆様へ

掲載料・成功報酬0円の園情報紹介サイト！ 「えんみっけ！」ご利用の案内！！ ～簡単操作で、求人情報・動画を掲載可能～

利用しないと損！？

・求人広告って
費用がかかる…

・保育士募集のページを
作りたいけど大変そう…
・動画を作って園を
PRしたい！



「えんみっけ！」を利用すれば
全て解決！！

・費用負担0円で求人情報を掲載！
・自園の採用ページ代わりにも！
・動画も作成、掲載が可能！
・サポート体制も万全！



○「えんみっけ！」について

◆養成校学生をメインターゲットにした、園紹介のサイト

◆掲載料0円！紹介料・成功報酬0円！

「えんみっけ！」は株式会社リンクが運営する、保育士・幼稚園教諭を目指す学生が理想の園に出会う為の“園と学生を結ぶWEBサイト”です。有料職業紹介ではないため、採用費はかかりません！

また、横浜市が株式会社リンクと委託契約を結ぶことにより、各施設では、掲載料等、一切の費用負担なし(※)で、当サイトをフルにご利用いただけます！

※有料会員の費用（年6,600円（税込み））を横浜市が負担します。

ぜひ、市内全ての施設でご利用ください！

○「えんみっけ！」でできること

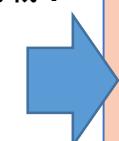
◆求人情報・園の写真等を詳しく掲載！

◆動画も無料で作成・掲載可能！

◆その他便利な機能も満載！

※詳細はHPを参照ください

えんみっけ！



検索



※サイト掲載イメージ



○利用登録方法等

「えんみっけ！」ホームページから申請

登録の詳細は「えんみっけ！」ホームページをご覧ください。

<サポート体制>

操作方法等、わからないことは、(株)リンク「えんみっけ！」事務局が丁寧に対応します！

TEL : 03-5250-1155 FAX : 03-5250-1157 e-mail : support_c.enmikke@link-timesgr.co.jp

作成した動画は
自園のHP等でも掲載OK！

問い合わせ先

横浜市こども青少年局保育対策課 大石、堀

電話 : 045-671-4469 Eメール kd-hoikushi@city.yokohama.jp

インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 <https://www.fukushi-work.jp>



*2017年4月よりリニューアル

*求職者の皆さんへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さんへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp



当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。

当センターへの登録もここからできます。

保育の求人・求職をお待ちしています！

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなっています。

✿求職対象職種

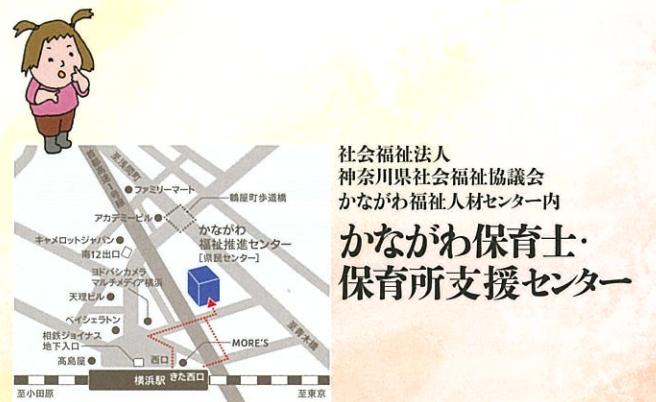
神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

✿求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いただけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



開所時間 月～土曜日 9:00～17:15(12:00～13:00昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

TEL 045-320-0505 FAX 045-313-4590

E-mail hoiku_jinzai@knsyk.jp

HP www.kanagawahoiku.jp

Illustration by Osamu Kawamura

参考資料9

資格をいかして、子どもたちの笑顔につつまれ、そんなあなたを応援します。
働きたい！

かながわ保育士・ 保育所支援センター

もう一度保育士として
働きたい

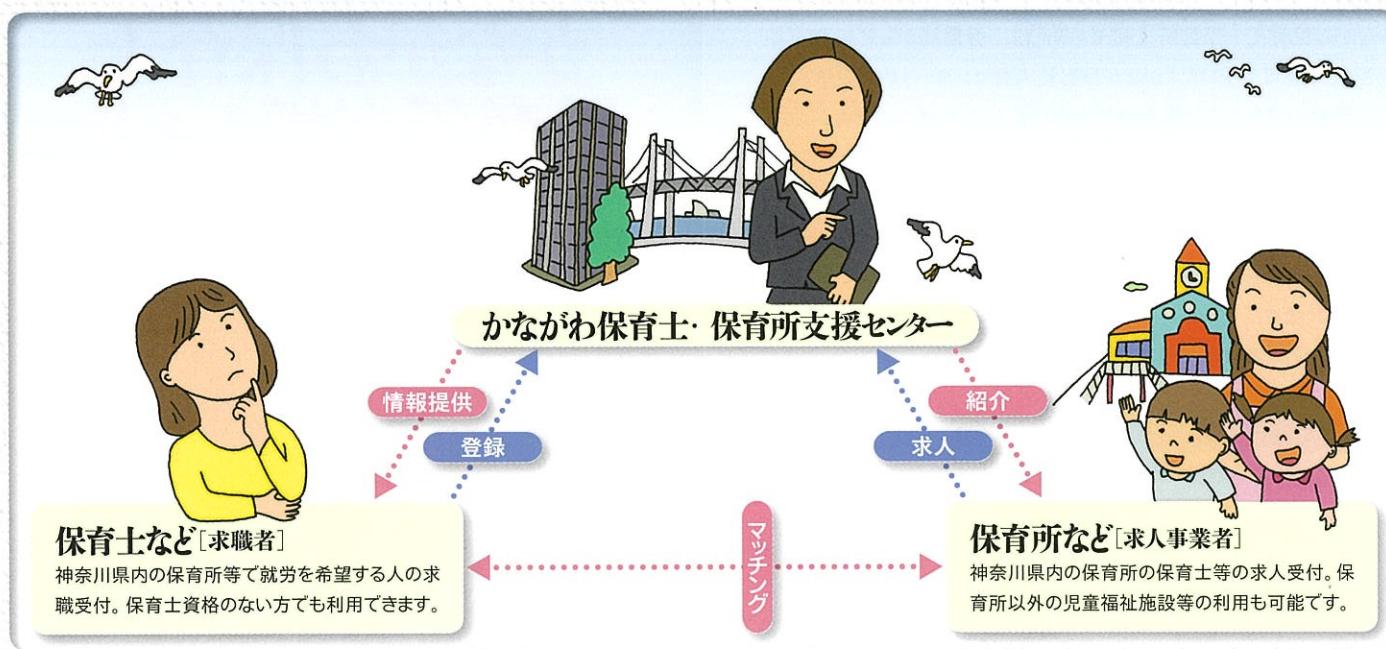
保育所の看護師や
栄養士を募集したい

保育士の資格を
いかして働きたい



かながわ保育士・保育所支援センターにご相談ください。

かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。



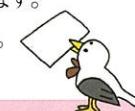
就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。

就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。

プランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。



出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登録が必要です。

保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報（資格や制度、就職相談会の開催日程等）をメールなどでお知らせします。

就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

[例] 保育園の一日の流れ、仕事の内容

保育をめぐる最近の状況

保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録！

さまざまな情報やアドバイスが受けられます。



すぐに就職したい方

- ♦ 就職相談
- ♦ 職場見学等の調整
- ♦ 求人情報の提供
- ♦ 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ♦ 保育の資格や仕事に関する情報提供
- ♦ 各種セミナー等のご案内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの求職登録が必要です。

求職登録 www.fukushi-work.jp/job/



貸付には要件がありますので、下記ホームページでご確認ください



www.knsyk.jp/s/jinzaicenter/jinzai_kashituke_06_shikin.html

貸付に関するお問い合わせは、福祉人材センターへ

TEL 045-312-4816

- 以下のリスク・確認事項等を考慮のうえ、保育を行う場として安全性を確保してください。
 ■対応困難な項目がある場合は、こども施設整備課担当者までご相談ください。

リスク	確認項目	対応策（例）
転落	□屋上園庭、バルコニー、階段などにこどもが転落しそうな隙間、場所が無いか。	・隙間を塞ぐ、小さくする 等
	□屋上園庭のフェンスは乗り越えられない仕様となっているか。（高さ、形状）	・フェンス上端を折り返す(忍び返し等)、足掛けができるようパネルを張る 等 ・高さは概ね1.8m以上とする(上端を折り返してあれば高さは概ね1.5m以上)
	□階段や掃出し窓には転落防止措置が取られているか。 ※日常的に使用するバルコニーやテラスにつながる外部階段も含む。	・階段の昇降部分に木柵※等の設備を設置する ※柵の高さは概ね1.2m以上とし、鍵をこどもが容易に開けられない構造とする ※昇降部分に設置できない場合は、至る経路に侵入防止柵(ベビーゲート等。高さ90cm程度)を設置し階段に容易に近づけない構造とする ※上階に保育室等がない場合でも昇り口に設置すること ・階段に通じる保育室等の出入口を施錠できる構造とし、階段に容易に近づけない計画とする 等 ※施錠位置の高さは概ね1.4m以上とする
飛び出し	□保育室等の施錠位置はこどもの届かない場所に設置されているかどうか。	・出入口はオートロック(モニタ付き)設備を設置する 等 ・保育室等の施錠位置はこどもの手が届かない高さ(概ね1.4m以上)とする 等
	□敷地の出入口に飛び出し防止措置が講じられているか。 □外周部分フェンスに隙間などはないか。 □フェンスを乗り越えられないか。（高さ、形状）	・敷地の出入口にフェンス、門扉等を設ける ・間を塞ぐ、小さくする 等 ・フェンス上端を折り返す、足掛けができるようパネルを張る 等
	□自動ドアの場合、センサーはこどもに反応しない高さとなっているか。	・センサーの高さを変更する ・タッチ式の場合、こどもの手が届きづらい位置とする 等
指挟み	□こどもの指が入りそうな隙間がないか。（引き違い戸の建具間含む）	・極力、隙間を生じさせない もしくは巻き込まれないように空ける ・隙間をシーリング等で塞ぐ 等
	□こどもが出入りする部屋の扉や窓に「指はさみ防止措置※」がされているか。 ※保育室の出入口、収納扉、児童用トイレ、ベビーゲートなどこどもが通常出入りする場所等 ※こどもが手の届かない腰窓など、怪我リスクが低い窓については、確認不要	・こどもの指が挟まれない高さの「指挟み防止」を設置する ・ソフトクローズの措置をとる ・フィンガーガードを設置する ・ストップバーを設置する ・挟みこみ部のカットや蝶番部の隙間をなくす ・引戸の取手と枠の位置を調整する ・引戸の戸尻の隙間をなくす 等 ※防火戸等指挟み防止措置金物等が設置できない場合(扉に加工すると認定品でなくなる)には、閉まる速度等を調整する。 ・ハンガードアと床の隙間にも留意
	□エントランスドア(特に自動ドア)は戸袋に挟まれない構造となっているか。	・こどもが挟まれないように柵の設置する等
	□保育室等の扉にこどもが手を掛けた状態にもかかわらず扉を開けることはないか。	・保育室等の開き戸、引き違い戸ともに反対側を目視できるよう下部にのぞき窓を設置する 等
	□壁・床の点検口(フック等)はこどもの手の届かない位置に設置されているか。	・物入れや収納等の中に収める ・床点検口枠に触れた時に引掛りが生じない ・フック等は指挟みにならない構造にする等

飛散	<p><input type="checkbox"/>ガラス・鏡は、飛散防止措置(強化ガラス、網入りガラス、アクリル製も可)がされているか。 (地震時の破損、子どもの追突などを想定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調理室のガラスはアクリル製としない 外気面のガラスには目隠しフィルム等を貼る(後付けすると日差し等の熱により膨張し破裂する恐れがある場合もあるので注意) 子ども目線のガラスには衝突防止用シール等を貼る シースルーカラー等採光に配慮する 等
怪我	<p><input type="checkbox"/>エレベーターは子どもが自由に操作できる状況ではないか。 ※給食用小型昇降機にも注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが室内側の昇降ボタンを操作できないように操作パネルに鍵を設置する エレベーター前に侵入防止柵を設置する等
	<p><input type="checkbox"/>建具・床の木部のさくくれ、角端部、突起物がないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仕上げを円滑にする
	<p><input type="checkbox"/>壁や金属の角端部などに鋭利な部分がないか。 ※エントランスの事務室カウンターの角なども注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> 角面をとる／コーナーガード設置する 等
	<p><input type="checkbox"/>手洗い器下部(配管部分)がむき出しで子どもが触ることにより怪我をしないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> カバーを取り付ける 等
	<p><input type="checkbox"/>消火器等がむき出して、子どもが触ることにより怪我をしないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 壁埋込や、上部から持上げて取り出すなど子どもが容易に触れないように設置する等
感電	<p><input type="checkbox"/>画びようの使用を前提とした掲示スペースとなっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> マグネット式の掲示板にする 等
	<p><input type="checkbox"/>ブラインドやロールカーテン、排煙窓のひも部分が子どもの手の届かない位置にあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 首に絡まないように、ひもを切り詰め短くする 等
地震	<p><input type="checkbox"/>コンセントが子どもの手が届く低い位置にないか。 (保育室、園庭部分のみで可) ※医務スペースが事務室にある場合は子どもの手の届く範囲について配慮されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 壁面上部(概ね高さ1.4m以上)に設置する 配線工事対応が困難であれば、感電防止コンセントカバーやシャッター付きのものを設置 等 ※コンセントキャップは、不可(誤飲リスクあり)
転倒	<p><input type="checkbox"/>転倒、動きそうな可動家具はないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 家具の転倒防止、可動家具の固定方法確認等
	<p><input type="checkbox"/>落下したら子どもが怪我をしそうな大きな備品などが棚のうえなどに置かれていなか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 棚の上に重いものを置かない 軽微なものを置く際は滑り止めを設置する等
	<p><input type="checkbox"/>吊戸棚等、高い位置にある収納の中身が飛び出しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐震ラッチ(ストッパー)等を設置する 等
	<p><input type="checkbox"/>照明器具が蛍光管の場合、落下防止措置は、されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管落下防止カバー 等
	<p><input type="checkbox"/>防災備蓄品(3日分必要)を保管するスペースはあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫を設置する 等
不審者 対策	<p><input type="checkbox"/>不審者の侵入に対策がされているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 門扉の電子錠化や、手の届かない位置にサムターンがあるなど、外部から容易に開けられない構造とする 防犯カメラを設置する 等
車両の 誤突入	<p><input type="checkbox"/>園庭(特にプール遊び場)について、外部からの目隠しができているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目隠しフェンスを設置する 植樹をする 等
	<p><input type="checkbox"/>1階保育室に車両等が誤って突入してこないような措置ができるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> U字ガードレール設置する バリカー(車止めポール)など堅牢な構造物を設置する 等
感染症	<p><input type="checkbox"/>便所の数は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2歳児以上定員10人に対し、幼児用大便器1個以上とする 調理職員用便所は専用とし、職員・来客と兼用としない
	<p><input type="checkbox"/>手洗い設備は適切か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童用、職員用、調理職員用便所には、衛生面への配慮から各便所内に手洗いを設置する <p>※児童用と職員用を一体で整備した場合は手洗いの兼用可</p>

		<p>※ロータンク手洗いのみでの対応は不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等用の手洗いは幼児の生活習慣の指導が行えるようなるべく保育室内に設置する ・汚物等を扱う部屋には衛生面への配慮から手洗いを設置する 等
近隣問題	□空調機の室外機や調理室の給排気は、設置位置や方向が近隣に影響がない計画になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、設置位置や方向を決定する ・室外機外周への防音パネルの設置、排気ダクトの延長 等
	□窓の位置は、近隣へ配慮した場所であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に配慮し、窓の位置を決定する ・型ガラス等を採用、目隠しフィルムを貼る、ブラインドを設置する 等
	□バルコニーや屋上園庭の位置は、近隣へ配慮されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の状況と保育所の位置関係を踏まえて、目隠しパネルや防音パネルを設置する等 ※フェンスに後付けで目隠しシート等を貼る場合は耐風圧に注意
	□屋外遊戯場等の表面仕上げは飛散しにくいものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・飛散しにくい仕上げ材を採用する 等
設備の不備	□ドアや手すりが頑丈についているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に搖すってみるなど、取付けの状況を確認する 等
	□ドア・窓のサッシ等の開閉はスムースか。	<ul style="list-style-type: none"> ・完成後に実際に開閉してみるなど、建付けの状況を確認する 等
	□カーテン、じゅうたん等、掲示板は防炎物品になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所は消防法上の特定防火対象物であるため、カーテン、じゅうたん等、掲示板は防炎物品の必要がある
	□保育室等を3階以上に設ける場合、以下の要件を確認。 ① 調理室の建具は特防か。 ② 壁及び天井の仕上げは不燃材料か。 ③ 建具等で可燃性のものは防炎処理が施されているか。 ※1・2階も保育所である場合には、1・2階も適合しているか確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準条例第42条(7)エ・オ・クに対する適合確認 ・3階以上にある保育室等だけでなく、すべての階の仕上げ・建具等が対象 ・②は壁の1.2m以下も対象だが、窓枠・巾木等は対象外 ・③は表面材が建築基準法に基づく難燃材料、若しくは消防法に基づく防炎性能を持つ材料で全面が覆われていること、または薬品による防炎処理が全面に施されていることとする。
	□調理室の空調設備は戸を開めた状態で稼働させたときに音が気になったり、開閉が重くなったりしないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育に支障があると感じた場合には、風量調整等で調整ができるようにする 等
	□大型遊具は安全なものが選定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大型遊具は「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に適合していることを原則とする ※大型遊具：ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これに類するもの ※認可時にSP表示認定企業が取り扱う製品か確認します
遊具での事故	□保育者、施設管理者が大型遊具の使用方法、点検方法等を理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・施工者が、引き渡し時に使用上の注意、日常点検・定期点検についてしっかりと説明を行うこと
	□完了検査までに保育室内VOC検査、水質検査を完了し、規定値以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値を上回る場合は、保育室の使用開始は不可。時間に余裕をもって検査を行うこと ・結果は速報でも可
	□お散歩バギーやベビーカーの収納場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等
その他	□加湿器等保育環境を整えるのに必要な備品の置き場所はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮し計画する 等

既存施設連携型1・2歳児園事業実施にあたっての諸条件

1 当該補助事業募集要項で提示した「1・2歳児園整備・運営に当たっての諸条件」を遵守すること。

2 既存施設連携型1・2歳児園整備費補助対象とする場合の業者選定についての諸条件

(1) 契約の予定価格が契約の種類に応じ、以下に定める額を超える場合は、入札とすること。

契約の種類	予 定 価 格	
	会計監査を受ける法人 (法人の実態に応じ、下記金額を上限に設定)	会計監査を受けない法人
1 建築工事	20億円	1,000万円
2 物品等	3,000万円	1,000万円
3 建築技術・サービス	2億円	1,000万円

(2) 契約手続きの詳細については、「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」によること。また、業者選定にあたっては、「横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）」によること。

(3) 入札にあたっては、透明性等を確保するため、法人の役員等と特別の関係がある業者を選定しないこと。

3 法人・施設の運営に当たっての諸条件

- (1) 事業計画書の内容のとおり、事業を進めること。
- (2) 原則、開所後3年間は施設長を変更しないこと。
- (3) 法人・施設の会計処理を適正に処理すること。
- (4) 監査通知等において指摘された改善を要する事項については早急に是正すること。
- (5) 「既存施設連携型1・2歳児園設置認可事前協議に係る選定結果について（採択通知）」（以下「通知」という）に記載している遵守事項を承諾すること。
- (6) 主任保育士の選定に当たっては、豊富な知識・経験を有した人材をもって充てること。
- (7) 安定した保育を提供するため、職員の配置換えについては、特段の理由がない限り短期間での異動は行わないよう努めること。
- (8) 施設長（保育責任者）及び職員等の給与については、適正な給与水準を維持すること。また、施設長の給与は、経験年数や果たすべき役割を考慮したうえで他の職員との均衡を図り、設定すること。
- (9) 施設長を補佐する体制を強化すること。
- (10) 整備予定地の地域性についてよく理解し、子育て支援に向けた取組みを進めること。
- (11) 施設長（保育責任者）予定者や運営法人の管理責任者については、本市が開催する組織マネジメント等講習を受講し、保育の質及び施設運営の向上を図ること。
- (12) 開所までの間、施設長（保育責任者）として必要な知識・技術の習得（研修・OJT）等させること。育成状況については、市が指定する様式により報告すること。また、必要に応じて育成対象者に市が実施する面談を受講させること。
- (13) 保育理念、保育指針に基づいた保育が実施できるよう、開所までに保育士の研修等の準備期間を十分に確保すること。
- (14) 開所後に施設運営の継続が困難となるまたはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応すること。

4 その他

- (1) 建物・設備基準の緩和を希望する場合は、別途計画書を提出し、横浜市と協議を行うこと。
(通知をもって緩和が認められたわけではありません)

- (2) 事業推進にあたって、疑義及び事業計画に変更が生じる見込みのある場合は、あらかじめ横浜市と協議すること。
- (3) 施設整備にあたっては、可動間仕切り等を用いることにより、柔軟な定員設定に対応できるよう努めること。また、定員構成等、地域の保育ニーズに合わせた計画となるよう協議に応じること。
- (4) 補助事業応諾後、事業計画及び工事概要等の説明を速やかに近隣住民、ビル所有者並びに施設の利用者等に対し法人が責任をもって行うこと。また、実施計画について市が指定した様式により報告すること。
- (5) 「保育士の確保」については、事前に具体的な計画を立てること。また、保育士確保の状況について、令和4年10月以降に本市が実施する保育士確保状況調査に応じること。（随時）
- (6) 可能な限り建物構造は木造とし、園児が利用する保育室等は内装仕上げの木質化に努めること。
- (7) 各種手続きについて市が採択時に提示する期限を厳守すること。

※ 令和5年4月開所向けは、令和4年9月頃に公表します

令和4年4月1日に開所予定の認可保育所の皆様へ

年度限定保育事業で4・5歳児室を活用しませんか？

開所後2年程度の4・5歳児枠は、利用希望が少なく、定員が埋まらない傾向があります。横浜市では、この空きスペース等を有効活用し、1、2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。ぜひ、貴保育所においても、ご活用をご検討ください。

1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。）

区分	内容
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・4、5歳児室等の空いているスペースを活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている必要があります。 ・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たすことが必要です。
事業実施年度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
対象児童	<p>保育所等の利用調整結果「保留」（令和4年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1・2歳児で、次の①②③いずれも該当する方。</p> <p>①横浜市内在住の方 横浜市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方もご利用できます。</p> <p>②利用期間中も「保留」である方</p> <p>③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している</p>
申込方法等	<p>実施施設に直接申込みます。</p> <p>【必要な書類】</p> <p>(1) 年度限定保育事業利用申請書（第16号様式）</p> <p>(2) 令和4年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し</p> <p>(3) 給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの）</p> <p>(4) その他、実施施設が求める書類（復職証明書、市民税・県民税（非）課税証明書等）</p> <p>実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。</p>
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。 ・保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。
利用定員設定	・次ページ「3 段階的な利用定員の設定について」をご確認ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。 ・利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。 ・利用決定にあたっては、保育士のお子さんを対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いします。

2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり（1・2歳児同額）

区分	負担区分	保護者負担額(上限)	横浜市助成金	合計(上限)
(基本利用料 (基本保育時間 11 時間) (※1))	A~B	0円	165,000円(※2)	165,000円
	C~D2	10,000円	155,000円	
	D3~D5	20,000円	145,000円	
	D6~D8	30,000円	135,000円	
	D9~D11	40,000円	125,000円	
	D12~D14	50,000円	115,000円	
	D15~D27	60,000円	105,000円	
延長保育(基本保育時間より前の時間または超えた時間の利用)	30分あたり	30分あたり	30分あたり	3,400円
間食代(18:30を超えて19:30までの利用)	2,500円	—	—	2,500円
夕食代(19:30以降閉所時間までの利用)	7,500円	—	—	7,500円

(※1) 短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間(11時間)の利用が可能です。

(※2) 施設等利用費の代理受領分が含まれます。

3 段階的な利用定員の設定について

段階的な利用定員の設定をして、定員区分を下げるにより、公定価格の単価が上がります。

年度限定を実施する保育所については、段階的に利用定員を上げて、認可定員と一致する「段階的な利用定員の設定」を行うことができます。段階的な利用定員の設定をした場合は次年度以降、利用定員変更の手続きが必要です。(書類提出先: こども青少年局こども施設整備課)

「利用定員」は、「認可定員」と一致することを基本とし、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。(子ども・子育て支援法 第31条第2項)

利用定員設定の参考例

【A案】「4・5歳児」の保育ニーズが若干名と見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室の一部で「年度限定利用児童」を受け入れます。

【B案】「4・5歳児」の保育ニーズが一定程度見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れできますが、
2年目は5歳児室にスペースがなく、「年度限定利用児童」の受け入れは困難です。

【C案】「4・5歳児」の保育ニーズがないと見込まれる場合

1年目は4・5歳児の新規募集を行わず、4・5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れます。

(認可定員 60名の一例)

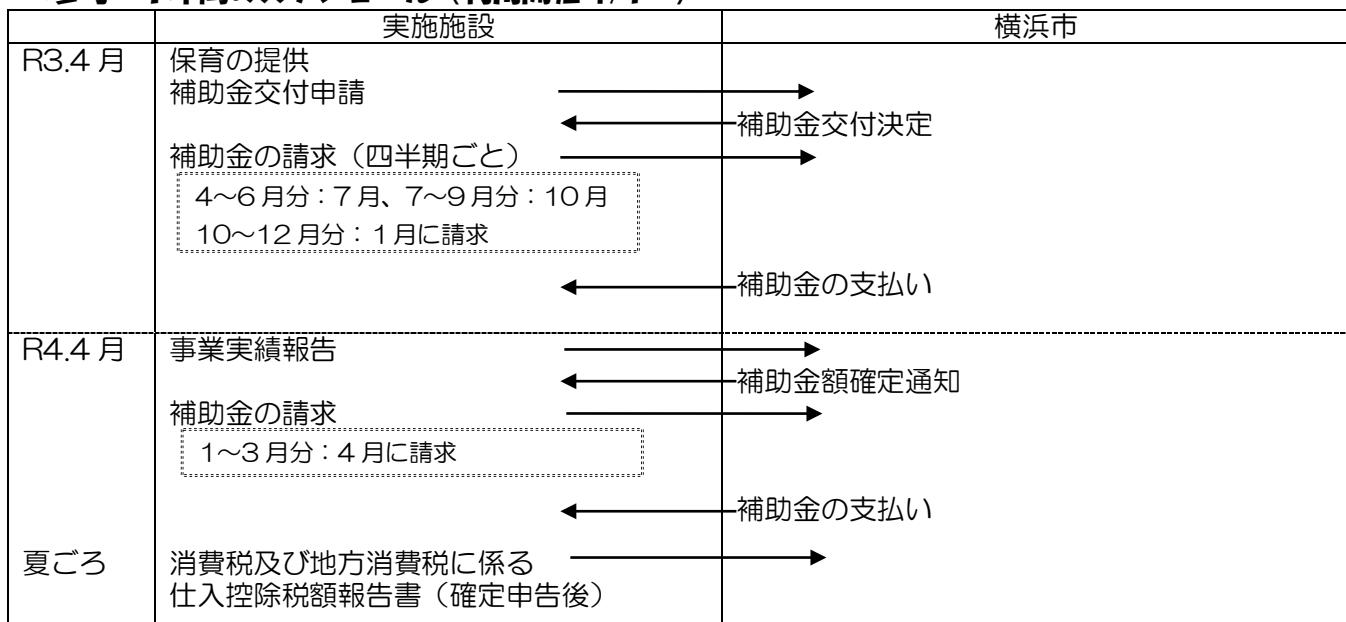
		3号認定			2号認定			合計	公定価格の定員区分
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
認可定員		6	8	10	12	12	12	60	
利用定員(基本)		6	8	10	12	12	12	60	51~60人まで
利用定員	【A案】 1年目	6	8	10	12	2	2	40	31~40人まで
		6	8	10	12	12	2	50	41~50人まで
	【B案】 1年目	6	8	10	12	10	2	48	41~50人まで
		6	8	10	12	12	10	58	51~60人まで
	【C案】 1年目	6	8	10	12	—	—	36	31~40人まで
		6	8	10	12	12	—	48	41~50人まで

※3年目は認可定員と利用定員を一致させます。

4 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市（区役所）	実施施設
R3年 10月	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)
11月		
12月	最終意向確認	4・5歳児の申請状況を把握し、実施に向けた最終調整を行います。
R4年 1月	下旬：1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	上旬：年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（園所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。
2月		
3月	上旬：2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日～ 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日：保育開始

<参考> 1年間のスケジュール（利用開始4/1～）



【事業についてのお問い合わせ先】

横浜市こども青少年局 保育対策課 年度限定担当；木村、星、齋藤
TEL 045-671-4469

【実施届の提出先】

実施保育所の所在する各区こども家庭支援課

※令和3年9月現在の内容ですので、今後変更になる場合があります。

令和4年4月1日に開所予定の小規模保育事業の皆様へ 年度限定保育事業で2歳児室を活用しませんか？

開所後1年程度の2歳児枠は、利用希望者が少なく、定員が埋まらない傾向にあります。この空きスペース等を有効活用し、1歳児の「保留児童」を対象に年度を限定して保育していただく年度限定保育事業（以下、年度限定）を実施しています。

ぜひ、貴施設においても、ご活用をご検討ください。

1 事業の概要（受け入れできる児童の年齢や人数、保育時間などは、施設ごとに異なります。）

区分	内容
実施施設の条件	<ul style="list-style-type: none">空いているスペース等を活用し、児童を安全に受け入れられる態勢が確保されている。この事業の児童を受け入れても、「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。
事業実施年度	令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
対象児童	<p>保育所等の利用申請の結果「保留」（令和4年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1歳児で、次の①②③いずれも該当する方。</p> <p>①横浜市内在住の方 横浜市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、横浜保育室で保育業務に従事する場合には、横浜市外在住の方も利用できます。</p> <p>②利用期間中も「保留」である方</p> <p>③利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している方</p>
申込方法等	<p>実施施設に直接申込みます。</p> <p>【必要な書類】</p> <p>(1) 年度限定保育事業利用申請書（第16号様式）</p> <p>(2) 令和4年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し</p> <p>(3) 給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの）</p> <p>(4) その他、実施施設が求める書類（復職証明書、市民税・県民税(非)課税証明書等）</p> <p>実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。</p>
事業実施日及び時間	実施施設の開所日時と同一です。
利用料等、及び助成金額	<ul style="list-style-type: none">利用料等は、次ページの「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。
その他	<ul style="list-style-type: none">障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。利用児童には、保育所等の利用調整時に「調整指數」が適用されます。利用決定にあたっては、保育士のお子さんを対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いします。

2 利用料等及び助成金額について

【月額料金】1人あたり

区分	負担区分	保護者負担額(上限)	横浜市助成金	合計(上限)
基本利用料 (基本保育時間 11 時間) (※1)	A~B	0円	165,000円(※2)	165,000円
	C~D2	10,000円	155,000円	
	D3~D5	20,000円	145,000円	
	D6~D8	30,000円	135,000円	
	D9~D11	40,000円	125,000円	
	D12~D14	50,000円	115,000円	
	D15~D27	60,000円	105,000円	
延長保育(基本保育時間より前の時間または超えた時間の利用)	30分あたり	30分あたり	30分あたり	3,400円
間食代(18:30を超えて19:30までの利用)	2,500円	—	—	2,500円
夕食代(19:30以降閉所時間までの利用)	7,500円	—	—	7,500円

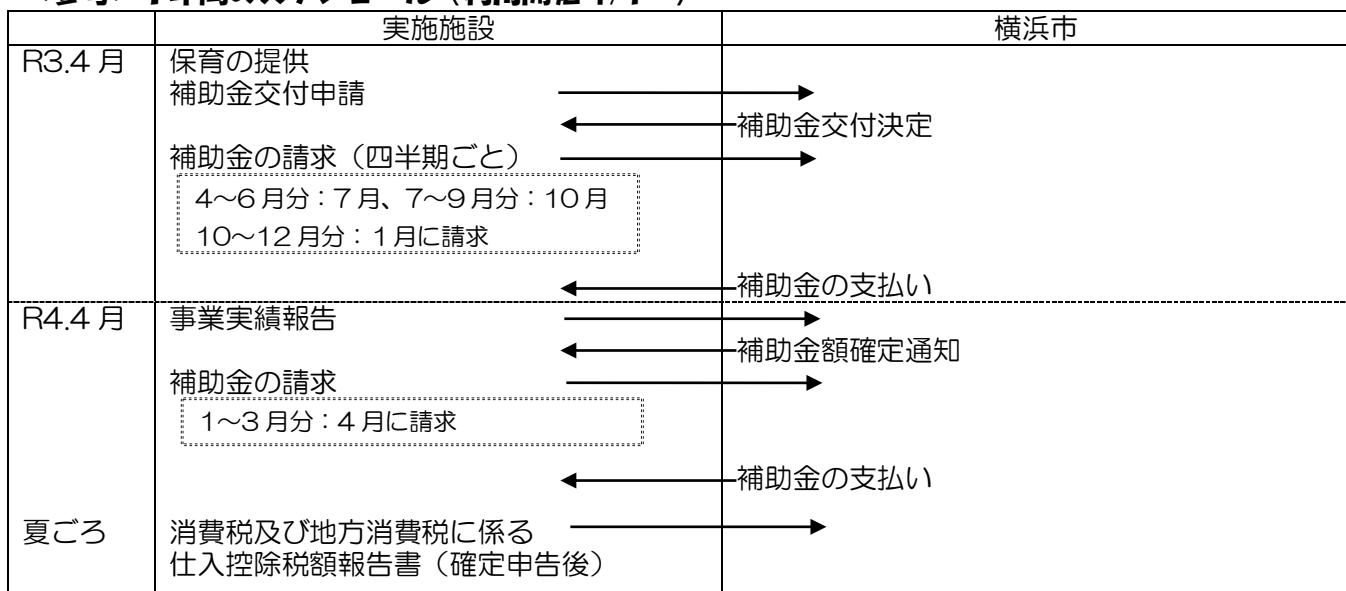
(※1)短時間認定の方も、同一料金で基本保育時間(11時間)の利用が可能です。

(※2)施設等利用費の代理受領分が含まれます。

3 事業実施に向けたスケジュール

	横浜市(区役所)	実施施設
R3年 10月	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)
11月		
12月	最終意向確認	2歳児の申請状況を把握し、実施に向けた調整を行います。
R4年 1月	下旬: 1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	上旬: 年度限定型保育事業の事業実施届(第1号様式)を区役所(園所在区)を通じて、保育対策課へ提出します。
2月		
3月	上旬: 2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日～ 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、保護者に連絡します。
4月		1日: 保育開始

<参考> 1年間のスケジュール(利用開始4/1～)



【事業について】横浜市こども青少年局 保育対策課

年度限定担当:木村、星、齋藤 TEL 045-671-4469

【実施届の提出先】実施施設の所在する各区こども家庭支援課